平成２１年（フ）第８４４号
北九州市小倉北区古船場町９番23―204号
債務者　松山節子こと　柳　　末子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８８０号
北九州市八幡西区友田３丁目２番10―301号
債務者　田邉喜代香
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４９号
青森県黒石市大字上十川字北原四番30番地５
債務者　宇野　賀一
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１６５号
青森県弘前市大字桔梗野２丁目19番地18
債務者　工藤　佑介
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１８４号
青森県弘前市大字和泉１丁目11番地６　加藤住宅５号
債務者　森元　秀夫
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１８８号
青森県弘前市大字俵元１丁目11番地１　コーポ白亜106号
債務者　肥田　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２０６号
青森県弘前市大字富栄字笹崎24番地２
債務者　小島　守彦
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２１４号
青森県黒石市大字浅瀬石字村上191番地１
債務者　工藤　一行
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２２２号
青森県南津軽郡田舎館村大字堂野前字西田12番地９　アパートメント光田寺202号
債務者　田澤美智子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３７５号
熊本市南高江１丁目15番８号
債務者　魚住　美弘
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３１０号
和歌山市北出島２番地の15
債務者　橋中眞由美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３７４号
和歌山市加納241番地　松本住宅３号
債務者　森本　雅也
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３８５号
和歌山県橋本市岸上529番地の６
債務者　谷口　侑嗣
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３９０号
和歌山市西庄155番地　西脇グリーン団地５，１―154
債務者　中石　英治
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３９９号
和歌山市新堀東２丁目５番14号
債務者　青木　和子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４００号
和歌山県和歌山市栄谷60　栄谷団地３―３―65、住民票上の住所和歌山市木ノ本269番地の20
債務者　古賀　志保
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４１３号
和歌山市下三毛567番地の54
債務者　東　　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４１５号
和歌山県紀の川市貴志川町長原50番地　ヒルパレス四季六番館228号
債務者　和田　尚代（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係